

産業・組織心理学会優秀学会発表賞細則

第1条（目的）

本細則は「産業・組織心理学会優秀学会発表賞規程」（以下「規程」という。）の円滑な運用を図るために定める。

第2条（選考）

1.（評価委員の選任）

評価委員は、理事2名で構成する。ただし、2名のうち1名は原則として選考登録者と同じ部門の理事とする。一人の評価委員の担当する対象発表は最大3程度とする。

2.（評価の詳細）

評価は、以下の項目について、5：とても優れている、4：優れている、3：標準的である、2：やや不十分である、1：不十分である、の5段階で行う。

論文評価：1) 産業現場との有機的連帯への意識、2) 関連する知見に対する理解、3) 研究目的の明確さ、4) 研究方法・分析の適切さ、5) 考察・結論の妥当性、6) 機関誌に投稿した際の掲載可能性、の6項目。

発表評価：1) 産業現場との有機的連帯への意識、2) 発表資料の分かり易さ、3) 口頭説明の分かり易さ、4) 時間配分の適切さ、5) 質疑応答の適切さ、6) 総合的な発表態度、の6項目。

3.（評価の集計方法）

「論文評価」6項目×5段階、「発表評価」6項目×5段階の、最高60点満点とする。この合計点について2名の評価者の平均点を算出し、それを対象発表者の総合評価点とする。

4.（評価の集計）

評価委員は評価結果を評価票に記入し、大会最終日までに学会事務局に提出する。選考委員会は評価結果を集計した後、すべての結果を選考委員会に報告する。

5.（受賞者の決定）

選考委員会は、総合評価点の上位の者数名を受賞候補者として常任理事会に推薦する。常任理事会は持ち回り審議において選考の手続きに瑕疵及び不正がないことを確認し、受賞者を決定する。

6.（その他）

選考にかかるすべての資料は学会事務局において5年間保管する。本選考に関わったすべての関係者は守秘義務を負う。

第3条（年次大会実行委員会との連携等）

1.（事前準備）

- (1) 年次大会実行委員会は、研究発表申込者の中から選考登録者を学会事務局に報告する。
- (2) 学会事務局は、選考登録者の受賞資格を確認し、対象発表および選考登録者について選考委員会及び年次大会実行委員会に報告する。
- (3) 年次大会実行委員会は、発表論文が提出されたのちに、対象発表の発表論文を選考委員会及び学会事務局に一括送付する。また、すみやかに発表のスケジュールを決定し、選考委員会に報告する。

- (4) 選考委員会は、年次大会実行委員会の報告を受けて、規程第5条の4、及び規程細則第2条の1に基づいて評価委員を選任する。評価委員の諾否確認は選考委員会が行う。
- (5) 選考委員長は、すべての評価委員が選任された後に、選考委員会が作成した「優秀学会発表賞選考依頼書（選考要領、担当する対象発表者名、発表日時・場所の一覧表）」「評価票」及び各評価委員が担当する対象発表の発表論文を各評価委員へ送付を行なう。その際に、学会事務局等に事務補助を依頼することができる。

2. (年次大会当日)

- (1) 評価委員は、対象発表開始時刻の15分前までに、学会事務局において受付を終了する。その際に、評価に必要な資料の確認を行う。
- (2) 選考委員長は、すべての対象発表が2名の評価委員によって評価されることを確認する。欠員のある場合は、新たに評価委員を選任する。この際的评价委員は、原則として、他部門所属の選考委員がこれを担う。
- (3) 評価委員は、年次大会終了日までに、評価票を学会事務局に提出する。また、個人情報保護のため、選考に関わる全ての資料を学会事務局に返却する。

第4条 (副賞)

- (1) 副賞は1万円とする。
- (2) 該当の優秀学会発表賞を受賞した発表論文は、『産業・組織心理学研究』の投稿、審査、編集の手順に関する規程に従って、受賞者の希望により「短報」もしくは「論文（原著論文、実践報告など）」として投稿の後、受賞を尊重した審査を受けることができる。

第5条 (細則改廃)

本細則の改廃は、常任理事会の議を経て、会長が承認する。

附則

- 1 本細則は2015年12月19日から施行する。
- 2 2022年12月3日改定4月1日施行する。
- 3 2023年3月18日改定4月1日施行する。

<参考>

用語

選考登録者	選考対象となる発表者のこと。
対象発表	選考登録者が筆頭発表者である研究発表のこと。
受賞候補者	選考によって選考委員会が推薦した者複数名。
受賞者	受賞候補者の中から、常任理事会で決定した者。
選考委員会	副会長及び部門担当常任理事4名によって構成され、委員長は副会長をもって充てる。
評価委員	各対象発表の評価をする者。理事から選考委員会が選任した者の2名。